

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇世界銀行、特別増資決議案を採択

世界銀行総務会は4月26日、日本、フランス、ユーゴ・スラビア3か国の特別増資(総額665.4億SDR)決議案を採択した。これにより今次特別増資が全額発効(注)すれば、世銀の応募資本額は、現在の326億SDRから333億SDRに増加する。

上記3か国の特別増資額の内訳は次のとおり。

	増資額 百万SDR	増資後の の応募 総額	増資前の 投票権 (シェアー)		投票権 (シェアー) %
			百万SDR	%	
日本	400	1,754	5.4	(4.3)	
フランス	190	1,757	5.4	(4.9)	
ユーゴ・ スラビア	75.4	226	0.8	(0.5)	
合計	665.4	3,737	11.6	(9.7)	

(注) 増資発効要件は次のとおり。

- (1) 各国が、増資に対する応募の承認に必要なすべての手続きを終え、その旨世銀に通告すること。
- (2) 各国が増資応募額の内のうち、2%を金あるいは米ドルで、18%を自国通貨でそれぞれ払込むこと(なお今次特別増資についての払込期限は3か国とも79年9月28日)。

#### ◇東京ラウンド(関税一括引下げ)交渉妥結

1973年9月以来進められてきた東京ラウンド交渉は、ようやく主要対立点につき妥協が成立、4月12日に主要国(日本、米国等12か国およびEC)が、「これまでの交渉結果を決定または検討する」という形で合意議定書に仮調印し、事実上終結の運びとなった。これまでの交渉過程が先進国主導で一方的に進められているとして不満の強かった発展途上国についても、仮調印の署名が必ずしも合意議定書の内容を最終的に認めたことにはならないことから、今後さみだれ的に仮調印するものと予想される。仮調印の後は各国による正式調印、批准手続を経て、1980年1月1日から実施されることとなっている。

妥協内容の概要は以下のとおり。

##### (1) 関税引下げ

1980年以降8年間で段階的に引下げを実施。今回仮調印した国の中うち先進18か国(注)の平均関税引下げ率(GATT事務局試算)は、加工段階別には原材料52%、半製品30%、完成品33%、品目別には、木材および同製品40%、繊維品20%、ゴム・皮革および同製品16

%、金属30%、燃料67%、鉱産物36%、化学・光学製品39%、輸送用機器37%、産業機械43%、電気機器30%となっている。

(注) 米国、日本、EC9か国、カナダ、スイス、オーストリア、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、ニュージーランド。

鉱工業製品について、各国別の引下げ率をみると、日本は基準税率(注)に対し50%弱、実行税率に対し20%前後、米国は基準税率に対し30%前後、ECは同25%前後。この間、日本の対米引下げ幅は基準税率に対し60%弱、実行税率に対し37%、対EC引下げ幅はそれぞれ50%弱、25%前後。これに対し米国は対日引下げ幅は基準税率に対し33%、ECの対日引下げ幅は同20%前後。

(注) 基準税率とは、引下げの基準となる税率で、国際的な関税引下げ交渉の結果としてガットに登録してある協定税率をさす。これに対し実行税率とは、各國が実際に適用している税率をいう。日本は1972、78年の2回にわたり、自動的に関税引下げの繰上げ実施を行ったため、両税率に乖離が生じているが、米国・EC等は協定税率と実行税率は同一となっている。

日本・米国・ECの鉱工業製品関税引下げの内容は以下のとおり(単位・%)。

	日本	米国	EC
現行基準税率	5.8	6	6.4
〃 実行税率	3.7	6	6.4
引下げ後の税率	3前後	4強	5弱

##### (2) 非関税障壁に関する国際規約

- イ. 政府調達——国防上の理由がある場合を除き、金額15万SDR(約3,700万円)以上の物資で政府機関が調達するものについては、原則として国外業者にも門戸を開放する(入札方式を採用することとする)。ただし研究、開発等のため特に必要な場合には特例として随意契約を認める。
- ロ. 補助金・相殺関税——工業製品に対する輸出補助金を禁止する。農産物に対する補助金は他国の貿易を害しない範囲でのみ容認される他国の補助金を受けた輸入品に対する相殺関税は国内産業に実害が出た場合に限り、しかも当該補助金の範囲内にとどめられなければならない。

- ハ. スタンダード(製品規格)——各国が各種の产品・製品につき定めている規格や認証制度は、外国品にも国産品と同じ条件で適用することとするほか、出来るだけ輸出国の認証制度、国際規格等を受け入れるようにする。

- ニ. 関税評価——課税基準は取引価格(実際に買手と売手の間で支払われる価格)とし、取引価格を基準とすることが難しい場合には、同種の輸入貨物、類似貨物等を参考に課税の際の基準価格を定める。ただしCIF価格をとるかFOB価格をとるかは各国の選択に任せるものとする。

ホ. ライセシング(輸入許可手続き)——輸入許可申請の手続きに関する規則を公表し、手続を簡素化する。

ヘ. フレームワーク(優遇措置に関するわく組み)——発展途上国に対しては最恵国待遇の例外として一般特恵関税等の特別優遇措置を課することができるが、途上国は事情が改善した場合、ガット上の権利ないしわく組みに参加するよう期待される。

ト. 民間航空機に関する取決め——民間航空機やエンジンなど一定範囲の部品について、関税・課徴金等を1980年1月1日までに撤廃するほか、民間航空機などの開発から生産までに関する政府の助成も貿易に阻害効果をもたらさないようなものとする。

チ. ダンピング防止——ダンピングの認定にあたっては各国間の販売条件、課税上の差異等について十分配慮するものとする。

### (3) 食肉および酪農品協定

当事国による情報提供のほか、国際食肉理事会、国際酪農品理事会を設け、市場不均衡の解消策等を検討する。

## ◆ESCAP 第35回総会の開催

ESCAP(国連アジア・太平洋経済社会委員会)の第35回総会は、3月5~16日、フィリピンのマニラにおいて、加盟35か国中モルディブ、サモア、トンガを除く32か国、準加盟8か国中3か国等が参加して開催された。

今次総会は1970年代におけるESCAP地域の開発動向を回顧するとともに、1980年代に向けて新しいESCAPの方向づけを行うことが中心で、主要議題は、①ESCAP地域開発のための政策、計画および展望、②技術協力と資金運用、であった。このうち①は、国連本部で策定作業中の「1980年代の国際開発戦略(注)」に対するESCAPの意見を集約するためのものであり、参加各國の議論が集中した。なお、本会議でフィジー、ソロモン諸島の加盟およびニュー・ヘブリデス、ニウエの準加盟が承認された。

(注) 1978年の第37回国連総会決議により策定されることになったもので70年代の「第2次国連開発10年のための国際開発戦略」に見合うもの。国連の開発計画委員会(Committee for Development Planning)が中心となり、国連経済社会理事会の下部機関である世界各地域の経済社会委員会の意見を集約のうえ、1980年の国連特別総会に提出される予定。

### 1. 本会議を通じて注目された点は次のとおり。

(1) ほとんどの発展途上国が、1970年代の開発上の問題点として、食糧・エネルギー危機、大衆の貧困を指摘する一方、5月に開催される第5回UNCTAD総会を

控え先進国の保護貿易主義傾向を非難し、新国際経済秩序の樹立を訴えたこと。

(2) 民主カンプチア(ポル・ポト政権)代表の出席をめぐり、これを正式代表とする中国と、革命評議会(ヘン・サムリン政権)がカンボジアを代表する唯一の政府であるとするソ連、ベトナム、ラオス等とが鋭く対立したほか、インドシナ難民問題についてタイが第3国への難民仲絶センター(Processing Center)の設立を訴えるなどインドシナ問題が大きな影を落したこと。

(3) ソ連がわが国および主催国フィリピンに次ぐ大代表団を送り、モンゴル、アフガニスタン、ベトナム、ラオスと共同歩調をとるなどの動きを示したほか、新しく準加盟国となったニュー・ヘブリデスおよびニウエを含め南太平洋島嶼国がESCAP加盟、準加盟43か国中12か国を占めるなど、ESCAP運営に影響を及ぼす新しいグループの台頭がみられたこと。

2. 総会は11にのぼる決議を採択して閉会したが、「1980年代の国際開発戦略に関する地域提案」(インド提案)の決議は今次総会で採択された決議のうちでもっとも注目されるもので、概要は次のとおり。

(1) 新開発戦略は新国際経済秩序樹立のための第一歩となるべきであり、特に発展途上国の発展を阻害している既存の国際経済秩序の下での構造的な不平等、不均衡を除去するものでなくてはならない。

(2) LLDC、MSAC諸国、島嶼国、内陸国の特殊問題に対する配慮がなされなければならない。

(3) 域内発展途上国間の国別ないし集団の自助努力を促進するため、発展途上国間の開発協力を進める必要がある。

(4) ESCAPの提案は次のような発展途上国のバイタルな関心を基本とすべきである。

イ. 國際貿易の自由化と発展途上国交易条件の改善

ロ. 食糧増産、農業の開発

ハ. 一次産品問題の改善

ニ. 発展途上国の海運の振興

ホ. 世界工業生産における発展途上国シェアの拡大

ヘ. 実質的な援助の拡大

ト. 発展途上国への技術移転

なお、事務局は域内提案に関する報告書をとりまとめ、次回総会に提出することとし、この問題を次回総会(第36回総会、1980年3月バンコックで開催の予定)の優先議題とする。

## ◆UNCTAD、一次産品共通基金の大筋で合意成立

UNCTAD(国連貿易開発会議)は、3月12日から20日

まで、ジュネーブで第4回一次產品共通基金交渉会議を開催し、先進国と発展途上国間の懸案であった同基金の大わくについて合意が成立、第5回UNCTAD総会(79/5~6月)で討議のうえさらに細目についての交渉が続けられることとなった。合意の概要は次のとおり。

#### (1) 資金規模

・ 総額 7.5億ドル

イ. 緩衝在庫融資のための基金(いわゆる第1の窓<the first window>)——4.0億ドル

資金構成：現金拠出1.5億ドル、要求払資本2.5億ドル(払込資本<capital on call>)——1.5億ドル、請求払資本<callable capital>——1.0億ドル)。

拠出方法：均等拠出0.8億ドル(注1)、その他3.2億ドル(うち発展途上77か国グループ10%、西側先進国68%、東欧諸国17%、中国5%)。

ロ. 緩衝在庫以外の措置に対する融資(注2)(いわゆる第2の窓<the second window>)——3.5億ドル

拠出方法：均等拠出0.7億ドル(注1)、任意拠出2.8億ドル(目標額)。

(注1) 均等拠出は各國1百万ドルとして、計150百ドルを想定。このうち、第1の窓に80百万ドル、第2の窓に70百万ドルをそれぞれ配分。

(注2) 一次產品の研究・開発、生産性向上、マーケティングに対する融資で個別商品協定に加入していない途上国でも利用可能。

#### (2) 個別商品協定から共通基金への資金預託率

各商品協定の必要とする最大資金需要量の33%<sup>1/2</sup>%  
(各商品協定は預託金の3倍まで借入可能)。

#### (3) 基金運営に関する投票権等

イ. 投票権の配分：発展途上77か国グループ47%、西側先進国42%、東欧諸国8%、中国3%。

ロ. 議決方式：共通基金運営の基本を定めるため、今後作成される共通基金憲章の改正および重要な財政上の決定については三分の二の多数決、その他事項については案件の重要度に応じ三分の二の多数決か単純多数決。

一次產品共通基金は、石油ショック後の一次產品輸出稼得の不安定性を解消するため、一次產品総合プログラム構想の中心として第4回UNCTAD総会(76年ナリビ)においてその設立が合意された。その後、同基金の設立問題は南北間の懸案事項となっていたが、CIEC(国際経済協力会議、75年12月~77年6月)、ポン先進国首脳会議(78年7月)等の場を通じて、世界景気の長期停滞のもとで南北間の対立をこれ以上続けることは世界経済

の発展に好ましくないと認識が強まつたことから、4回にわたる一次產品共通基金設立交渉を経て当初資金規模(60億ドル)を大幅に縮小した形で大わくについて合意をみたもの。なお、本合意文では第5回UNCTAD総会において、①各国に第2の窓に対する任意拠出を誓約するよう勧奨すること、②UNCTAD事務局長に共通基金作成のための交渉会議暫定委員会を召集するよう要求すること、等もうたわれている。

## 米州諸国

#### ◇米国、国庫債務臨時限度額等を引上げ

カーター大統領は4月2日、国庫債務臨時限度額の引上げ等に関する法律に署名した。その内容は次のとおり。

- (1) 本年3月末に期限到来の国庫債務臨時限度額(3,980億ドル、ほかに永久限度額4,000億ドル)を本年9月末までの期限付きで4,300億ドルに引上げる(この結果、債務限度額総額は8,300億ドルとなる)。
- (2) 長期国債のうち4.25%の金利上限を超えて発行することが認められている別わく分の発行限度を80億ドル引上げ400億ドルとする。
- (3) 賯蓄国債の金利上限を6%から7%に引上げる。

#### ◇米国、外国政府機関向け融資に関する規制を発表

米国財務省の通貨監督官(Comptroller of the Currency: 国法銀行監督機関)は4月12日、国法銀行の外国政府・政府機関(agencies and instrumentalities)向けの融資に関する規制を発表した(即日実施)。本規制は国法銀行が単一の借り手に融資できる金額を当該銀行資本金(注)の10%までに制限した国法銀行法の規定(第84条大口信用供与の制限)に関する監督当局の解釈の形で示されたもの(interpretive ruling)で、これにより国法銀行の外国政府機関向け融資に対する大口信用供与の制限条項の適用に際しては、①当該融資先政府諸機関がそれぞれ借入資金を自己の一般的な業務遂行のために使用(use the loan proceeds in the conduct of their general business)せず、また②債務返済のための独自の資金調達源を持たない場合(例えば当該政府機関の年間総収入に占める政府からの援助額が50%以上となる場合)には、単一の借り手への融資とみなして合算されることとなる。

(注) 資本金=払込済資本金+剰余金

#### ◇カーター大統領、新エネルギー対策を発表

カーター大統領は4月5日、国産原油価格規制の段階

的徹廃を含む新しいエネルギー対策を発表した(本措置に関連したエネルギー法案は5月7日に議会に送付された)。その措置の概要および効果は次のとおり。

### 1. 措置の概要

#### (1) 国産原油価格規制の段階的撤廃

国産原油価格規制(現行上限価格<78年10月現在>はNew Oil 12.43ドル/バーレル、Old Oil 5.60ドル/バーレル、昭和51年1月号「要録」参照)を79年6月1日から81年9月30日までに段階的に撤廃し、国産原油価格を世界市場水準にまで引上げる。具体的な内容は次のとおり。

原 油 区 分	規 制 撤 廃 の 内 容
New New Oil (79年6月1日以降発見の新規油井の原油)	79年6月1日以降、世界市場価格を適用
特にコストの高い第3次回収設備等特定の採油強化技術を施した既存油井の増産分(現在New Oil価格を適用)	同 上
New Oil (既存油井の原油で、Old Oil、アラスカ産原油Stripper Oil(日産10バーレル未満の油井の原油)を除くもの)	80年1月1日以降、価格を毎月均等に引上げ81年10月1日に世界市場価格水準に到達するようにする
小規模油井産原油 (定義は次のとおり) (生産量)(油井の深さ) 25バーレル以下/日 30 ツ 35 ツ 4千~6千 6千~8千 8千フィート以下	生産量の80%は79年6月1日から、残り20%は80年1月1日からそれぞれOld Oil価格からNew Oil価格へシフト
採掘強化技術を新たに導入する油井の原油	80年1月1日以降、採掘強化技術への投資額に応じ一定量をOld Oil価格からNew Oil価格へシフト
Old Oil (72年以前に発見された油井の72年生産水準以下の原油)	Old Oil価格適用原油の数量を79年6月1日から80年1月1日までは毎月1.5%、80年1月1日以降は毎月3.0%それぞれ削減しNew Oil価格へシフト

#### (2) 石油企業への超過利潤税(Windfall Profit Tax)の賦課

イ. 石油企業に対し①原油価格規制撤廃に伴う増収分および②OPECの今後の原油値上げに伴う増収分に50%の超過利潤税を賦課(注)する。

(注) このほか石油会社の海外所得課税強化措置も同時に打出されている。

ロ. この超過利潤税および石油企業の通常の所得税を基にエネルギー安定基金(Energy Security Fund)を設立し、低所得者層への補助、大量交通機関の拡充、エネルギー開発投資促進に充当(注)。

#### (3) 低所得者層の補助

年収7,800ドル以下の世帯に対し年間100ドルを支給。

#### (4) 大量交通機関の拡充

都市に対するバス購入、鉄道修復への補助金支給等。

#### (5) エネルギー開発投資促進

- ① 石炭液化等、石炭資源の研究・開発資金の増加
- ② オイル・シェール生産に対する減税措置
- ③ 農業・産業部門の太陽エネルギー利用設備への減税措置

- ④ 住宅用薪ストーブへの減税措置実施(根拠法-78年国家エネルギー法)
- ⑤ 太陽熱利用住宅・商業建物への減税措置
- ⑥ 人工液体燃料の開発計画の実施
- ⑦ Gasohol(ガソリンとアルコールの混合燃料、自動車用)への税額控除措置の恒久化(国家エネルギー法では本税額控除<4セント/ガロン>措置は、84年9月末までとされている)。

#### (注) エネルギー安定基金の資金規模(政府試算)

(80~82年合計、単位:億ドル)

		OPEC値上げがない場合	OPEC価格が毎年3%上昇した場合
税 収	超過利潤税 石油企業の通常の所得税増加	50 65	74 68
資 金 使 途	低所得者層の補助 大量交通機関の拡充 エネルギー開発投資	21 7 86	21 7 113
	合 計	115	142

(合計金額が合わないのは四捨五入による端数調整のため)

#### (3) エネルギー消費節約措置の実施

エネルギー消費節約のために次のような短期および長期の措置を実施。

## (短期的措置)

## ① 冷暖房等の強制的温度制限の実施

—強制的なエネルギー節約措置発動のスタンド・バイ権限(3月号「要録」参照)が議会で承認され次第実施。

## ② 州ごとのガソリン消費節約

—連邦政府が州毎に自主的な消費節約目標を設定。所期の目標を十分達成できなかった場合には連邦政府が強制的なガソリンスタンドの週末閉鎖を発動(スタンド・バイ権限の議会承認を前提)。

## ③ 電力会社に対し石炭・原子力・水力発電設備の活用を要請

—石炭発電等に移行できない企業に対しては、政府は連邦電力法(Federal Power Act)に基づき余裕をもつ電力会社からの電力融通を指示。

## ④ 電力会社・大口石油消費企業に対し、可能な範囲で石油から天然ガスへの利用転換を行うよう要請。

## ⑤ 環境規制の緩和

—環境保護庁(Environmental Protection Agency)が79年10月1日から実施する予定のガソリン無鉛化目標の引下げ(目標値0.5 g /ガロン→0.8 g /ガロン)。

## ⑥ 連邦政府機関のエネルギー消費量の削減

—同消費量を79年4月から80年3月までの1年間に前年比5%削減。主な措置は次のとおり。

## ① 自動車用燃料の5%削減

## ② 室温制限

冷房…	華氏80度(摂氏27度)以上
	業務時間中…華氏65度
暖房…	(摂氏18度)以下
	業務時間外…華氏55度

(摂氏13度)以下

## ⑦ 国民に対する自主的消費節約要請

## ① ドライブの自粛

—1週間当たり10~20マイル<16~32km>削減

## ② カープール(自動車乗合)の利用増

## ③ 自動車走行速度の自粛

—時速55マイル<88km>

## ④ 住宅の室温制限

—冷房は華氏80度以上、暖房は華氏65度以下  
(長期的措置)

## ① 政府職員のための無料駐車場を段階的に廃止。

## ② 建築物のエネルギー基準の設定

—76年新建築物法(New Building Act)に基づき、80年2月までに建築物に対するエネルギー効率等

の基準を設定。

## ③ 電力会社・灯油ディラーに対し顧客へのエネルギー節約サービス実施を要請

—住宅のエネルギー効率向上のための、検査官の派遣、効率化投資への融資あっせん等。

## ④ エネルギー調整委員会(78年9月設置)の中にエネルギー生産性向上のための特別部会を設置。

## (4) その他国内エネルギー供給・開発促進等措置

## イ. 石炭利用促進策

(i) 連邦政府保有炭田のリース増加。

(ii) 民間企業による石炭液化の開発を規制緩和等で支援。

(iv) 石炭輸送パイプライン設置を促進するための立法措置。

ロ. エネルギー省のエネルギー技術開発資金に対する信用保証供与手続きの簡素化を議会要請。

## ハ. メキシコ天然ガスの買付け

本年2月、カーター大統領は、メキシコ天然ガス買付け交渉を開始する旨メキシコ・ロペス大統領と合意。政府は同交渉を成功させるべく努力。

## ニ. 石油パイプライン敷設の促進

民間企業によるカリフォルニアテキサス石油パイプライン敷設実現化のための立法措置をエネルギー省は議会・カリフォルニア州当局と検討。

## ホ. アラスカ産原油のスワップ・輸出の実現

アラスカ産原油のスワップ・輸出を禁止している輸出管理法(Export Administration Act)の期限切れ(79年6月22日)を機に本規則を削除する方向で輸出管理法を修正する。

ヘ. 製油所等エネルギー関連設備の認可手続きの簡素化。

ト. エネルギー管理協力法(Energy Management Partnership Act)の制定を議会に要請

州政府のエネルギー開発計画等への政府援助拡充。

チ. 原油・石油製品に対する輸入関税・手数料(注)の一時停止

国産原油価格規制撤廃に伴うインフレ圧力軽減のため、標記関税等を79年4月1日から6月30日まで停止、また同停止期間をさらに2ヶ月間延長する権限をシェレンジャー・エネルギー長官に付与。

(注) 現行輸入関税率等は次のとおり。

① 輸入関税	API比重25度以上	10.5セント/バレル
	API比重25度未満	5.25セント/バレル
② 輸入手数料	原油	21セント/バレル
	製品	"

## 2. 今次エネルギー対策の効果および実体経済面への影響(政府試算)

	効 果 ・ 影 韻			
原油消費節約効果	(単位・千バーレル/日)			
	原油価格規制撤廃	石油消費節約措置	合 計	
80年	50	800～1,500	850～1,550	
85年	360	800～1,500	1,160～1,860	
原油価格規制撤廃に伴う国産原油増産効果	80年 150千バーレル/日 81年 300 85年 740			
実体経済面への影響	(G N P) 79年の実質G N P……△0.1%以下 (失業率) + 0.1% (C P I) 79年 80～82年平均 OPEC値上げのない場合 + 0.1% + 0.2% OPEC価格が毎年3%上昇した場合 + 0.1 + 0.25			

### ◇米国財務省、保有金売却量の縮小を発表

米国財務省は4月18日、ドル防衛策の一環として昨年5月から実施している政府保有金売却について、月間金放出量を来たる5月から従来の150万オントス(53年11月号「要録」参照)から75万オントスに削減する旨発表した。

本措置の発表に際し財務省は、「今回の措置は為替市場情勢が改善しており、もはや金が為替市場をかく乱する要因ではなくになっていることにかんがみて採ったものである。ただ金売却は依然米国經常収支赤字を削減するための重要な要因であり今後も金売却を続けていく」とコメントしている。

### ◇ブラジル、金融機関に対する融資規制を変更

ブラジル中央銀行は3月14日、国家通貨審議会(注)の決定に基づき①地場民間企業の資金調達容易化および②インフレ抑制をねらいとした概要以下のような金融機関に対する融資規制の変更措置を発表(翌15日実施)した。

1. 商業銀行・投資銀行等に対しその融資総額のうち少なくとも50%はブラジル人またはブラジル系(外資比率50%未満)民間企業への融資に振り向けるよう義務づける(従来は「政府系企業向け融資と国内民間企業向け融資の合計で50%以上」とされていた)。

2. 上記規則の適用に際しては漸進的に行うものとし、各金融機関は今後融資増加額のうち最低80%を上記国内民間企業向け融資に充当しなければならない。

3. 金融会社等による消費者金融の融資期間につき、①価格が23,000クルゼイロを超えるかつ機械・設備、自動車以外の国産品の購入に係るものは現行最長18か月から同12か月に、②その他の商品の購入等に係るものは現行最長12か月から同9か月にそれぞれ短縮する。

(注) 国家通貨審議会とは金融政策の運営方針を決定する機関として1964年に設置されたもので、現在、大蔵大臣を議長として、主要経済僚閣、ブラジル中央銀行総裁のほか国官・民間金融機関代表ら10名の委員から構成されている。この審議会の決定に基づき、ブラジル中央銀行が実際の政策運営を遂行する。

### ◇ブラジル、一連のインフレ対策を発表

ブラジル政府および国家通貨審議会は4月18日、外資流入規制、食品価格抑制策等の一連のインフレ対策(注)を発表(19日実施)した。主な内容は次のとおり。

(注) ちなみに4月の消費者物価は前年同月比+46.7%(前年同月は+35.6%)。

#### 1. 外貨流入規制(注)

- (1) 外貨借入を行う民間企業は当該借入額の50%相当額をクルゼイロでブラジル中央銀行に預託しなければならない。同預託金(無利子、ただし預託期間中に実施されたクルゼイロの切下げに伴う為替差損分は補償される)は当該借入の返済開始時に返還される。
- (2) また借入額の残り50%については、現行の対外借入資金凍結措置(150日間中央銀行に外貨預託し、その後60日間で段階的に凍結解除<53年12月号「要録」参考>)が適用される。

(注) 本措置は民間企業の対外借入を本年の目標である20億ドル(78年実績50億ドル)以内に抑えることをねらったものと伝えられる。なお本件に先立ち政府は3月末、政府系企業の本年の対外借入は30億ドル(78年実績40億ドル)を上限とする旨発表している。

#### 2. その他金融措置

- (1) 商業銀行による譲渡可能定期預金証書(C D)の新規発行禁止、既発行分の借換えのみが認められる。
- (2) 商業銀行の定期預金の期間は現行の最低180日から同360日とする。

#### 3. 食品価格等の抑制措置

- (1) 農産物価格の上昇抑制のため、国家通貨審議会に対しトウモロコシ(150万トン)、米(70万トン)、黒豆(10万トン)の輸入権限を賦与する。
- (2) 賦税価格は現金正価の30%増以内に制限する(これまで両者の格差は150～200%にも達していたと伝えられる)。

- (3) 電気・電子製品、トラクター等について価格統制を実施するとともにスーパーで販売される加工食品価格を最低60日間凍結する。
- (4) 小売業者に対して利潤率規制を実施する。
- (5) 投機を目的とした商品の備蓄等に対しては厳しく处罚する。

## 歐 州 諸 國

### ◇西ドイツ、連邦債の発行を決定

1. 西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会は4月2日、2種類の連邦債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、前回発行の連邦債の発行条件(1月号「要録」参照)に比べると、最近の債券市況の軟化(注1)を映し、期間6年および10年もので応募者利回りがともにかなり引上げられている(それぞれ6.25→7.0%、6.75→7.36%)。

(注1) これは、昨年央來の財政赤字拡大懸念に加え、更年後のブンデスバンクの最低準備率、ロンパート・レートの引上げ措置(2月号「要録」参照)および3月末の公定歩合の引上げ措置(4月号「要録」)等の影響によるもの。

国債、残存期間6年もの(単位・%)
53/10月 11月 12月 54/1月 2月 3月
6.02 6.12 6.20 6.28 6.55 6.68

2. 本決定につき、ブンデスバンクでは「今回の発行条件は、市場の実勢を十分反映したものと考えており、今後消化が順調に進めば債券市場の安定性回復にも寄与するものと期待される」とコメントしている。

	(1)	(2)
期 間	(年)	6 10
表 面 利 率	(%)	7.0 7.25
発 行 価 格	(〃)	100 99.25
発 行 額(注2)(億マルク)		6 6
応募者利回り	(%)	7.0 7.36
売出し期間		4月5日～9日

(注2) ただし、上記発行額(1)(2)中各1億マルクはブンデスバンクが当座の間留保し、その後同行を通じ市場の状況をみながら漸次発行される。

### ◇西ドイツ5大経済研究所、共同景気見通し等を発表

西ドイツの5大経済研究所は4月9日、恒例の共同景気見通し等を発表した。今回の見通しでは、本年は比較的力強い景気上昇が見込まれ、実質経済成長率についてはOPECによる石油価格引上げ、ブンデスバンクの公定歩合引上げ等最近の変化を考慮しても昨年秋の見通し(53年11月号「要録」参照)の4%程度を変更する必要はないとしている。一方、政策当局に対してはこうした景

気上昇を長続きさせる見地から強力な引締め政策は避け、通貨量の増加抑制や財政の均衡は段階的に行うべきである旨提言を行った。

今回の見通しの主要点は以下のとおり。

#### (1) 西ドイツ経済の現状と見通し

イ. 西ドイツ経済は、昨年夏場ごろから景気回復過程をたどり、本年初には一時鉄鋼ストや異常寒波の影響から経済活動が停滞したものの、その後再び順調な上昇傾向を続けており(deutlich aufwärts gerichtet)、目下の設備投資や個人消費等の堅調からみて、本年の実質経済成長率は昨年(3.4%)を幾分上回る4%程度に達するものと見込まれる。

需要項目別には、まず設備投資は着実な景気回復、企業収益の大幅改善等を背景とする企業マインドの好転から、昨年央來増勢を強めつつあり(überaus kräftigen Sprung nach oben)、目下のところでは最近の金利上昇等金融環境の悪化もさしたる影響をもたないとみられることから、当面堅調を維持するものと見込まれ、本年も昨年並みの7～8%の伸びが期待できよう。また、住宅投資も昨年來個人所得の増加等を背景に増加傾向を続けており、一方で建設資材価格の高騰や建設技術者の不足等懸念材料はあるものの、昨年並みの5%の伸びは確保できると予想される。

個人消費についても、昨年來緩やかな回復を続けており、本年も年初からの個人所得税減税、児童手当の増額等に伴う家計の実質可処分所得の増加を背景に増加傾向が続くとみられることから、ほぼ前年並みの堅調を示し(78年+3.8%→79年+3.5%)、引き続き景気の下支え要因となろう(Stütze der Konjunktur bleiben)。一方、輸出は昨年秋から年末にかけて好伸を示したあと、更年後は幾分減少気味に推移しているが、これはイランの政情不安等による面が大きく、当面歐州諸国の景気回復が期待されることからこうした要因はいずれ相殺されるとみられ、結局年間では実質+6%程度と昨年(同+4.4%)を上回る伸びとなる見通しである。

ロ. この間、雇用面をみると、以上のような景気上昇テンポの拡大から失業者数は本年中に約10万人減少し、年平均では90万人程度(78年99.2万人)となり、失業率も低下しよう(78年4.4%→79年4.0%)。

一方、物価面では、建設資材価格の騰勢持続や年央に予定されている付加価値税の引上げ(12→13%)のほか、石油価格引上げ等の海外要因も加わって、消費者物価は下半期には前年比+4.0%とさらに上

昇テンポが高まり、この結果年間では同 +3.5%と前年(同+2.6%)を上回る見込みである。

## (2) 政策提言等

イ. 金融政策面では、前記のように物価の上昇テンポが速まっており、警戒すべき状況にあるが、現状でははっきりとした引締め策(betont restriktiven Kurs)に方向転換すべきではない。ブンデス銀行は、通貨量の増加テンポを抑えていくとしても、これを急激にではなく、段階的に行うべきである。今後の通貨量増加率は、昨年末ブンデス銀行の決定した目標値(6~9%)を超えることも、下回ることも避けるべきであるが、目標値の中ではむしろ上限に近いところに維持することが望ましい。

ロ. 財政政策面でも、政府は財政赤字の縮小を急ぐあまり、公共支出の削減ないし増税を実施することは好ましくない。性急な(forciert)財政赤字の削減は、結局景気に悪影響を及ぼすことになる。財政の均衡達成は段階的になされるべきであり、政府は目先きは貯蓄プレミアムの廃止、個人住宅に対する優遇措置の変更等各種補助金の見直しを行うことが望まれる。

ハ. また、中期的な観点に立って物価安定および雇用増加の同時達成を図るためにには、金融、財政政策に加え賃金政策との連携が必要であるが、賃金政策については、本年は景気回復テンポの上昇に伴い物価上昇圧力が強まり、これが明年以降の賃上げ要求を大幅なものとするおそれがあることを警戒すべきである。

## (3) 本見通しに対する反響

本見通しに対する各界の反響をみると、産業・金融界では、「現実的かつ我々の実感に近いものであり、このところ増大しつつあるインフレの危険性を改めて強く認識させてくれた点は、5大経済研究所の功績に負うところが大きい」(卸・輸出入連盟等)と好感しているが、政策当局への提言については、「景気上昇を確実なものとするためには、財政面で厳しい政策運営態度が必要不可欠であり、安定成長を志向した政策こそすべてに優先する」(商工会議所、産業連盟等)、「金融面でも、ブンデス銀行が早期に確固とした安定路線をとったことを評価している。今後ブンデス銀行は通貨量の増加テンポを段階的に抑えながら、目標値に近づけることが望ましい」(ドイツ貯蓄金庫・振替連合会)などインフレ軽視姿勢を批判する向きが多い。一方、「賃上げ問題については、本見通しのなかで提言されているように、特に明年的賃上げ相場は

景気の着実な上昇を確保するようなものとなることが望ましく、これにより企業のコスト負担増を軽減する必要がある」(経営者連盟)との指摘が聞かれている。

この間、政府では、「景気の現状については、政府は同見通しによる判断とはほぼ同じであり、本年の実質経済成長率見通し(4%)についても一致している。本見通しのなかで指摘されているように、金融・財政面とも安定成長を堅持する姿勢を示すことが必要である。本年の賃上げ交渉において、賃上げ率が妥当な線に落着いただけに、特に今後の物価上昇テンポの加速は回避すべきであり、企業は石油価格引上げに起因するコスト・アップを製品価格引上げの口実とすべきではない」(経済省)とコメントしている。

## 西ドイツ5大経済研究所の景気見通し

(実質値、前年比伸び率・%)

	1977年 (実績)	1978年 (実績)	1979年 (見通し)	上期	下期
G N P	2.6	3.4	4.0	4.0	3.5
個人消費	3.1	3.8	3.5	3.5	3.5
政府消費	1.0	3.3	2.5	2.5	2.5
固定資本形成	4.0	6.3	6.0	5.5	6.5
うち機械・設備	7.7	8.2	7.5	9.0	6.0
建物	1.5	4.9	5.0	2.5	6.5
在庫投資 (億マルク)	+ 67	+ 42	+ 70	+ 50	+ 20
海外経常余剰 (億マルク)	+ 264	+ 232	+ 210	+ 120	+ 90
うち輸出	4.0	4.4	6.0	6.5	5.5
輸入	4.9	6.4	7.5	8.0	7.0
G N P デフレーター	3.8	3.9	4.0	3.5	4.0
個人消費 デフレーター	3.8	2.6	3.5	3.5	4.0

(注) 民間5大経済研究所は以下のとおり。

Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung, Berlin  
(Institut für Konjunkturforschung)  
HWWA-Institut für Wirtschaftsforschung-Hamburg  
Ifo-Institut für Wirtschaftsforschung, München  
Institut für Weltwirtschaft an der Universität Kiel  
Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung, Essen

## ◆フランス政府、第8次経済5か年計画を閣議決定

1. フランス政府は4月4日、第8次経済5か年計画案(le VIII<sup>e</sup> Plan、対象期間1981~85年)を閣議決定した。

同案は、バール首相の指示により昨年12月以来計画庁(Commissaire Général du Plan)により編成作業が進められていたもので、今後経済社会審議会の諮問に付されたうえ、現行国会(4月2日招集、会期6月央まで)に送付される予定である。

同案の概要は次のとおり。

#### (1) 基本目標

对外均衡の維持を最優先目標とし、為替相場および通貨価値の安定、財政赤字の抑制、所得分配の適正化、産業の競争力の見直し等を通じてインフレなき成長の実現を図ることとしている。

#### (2) 重点政策

上記目標達成のため具体的な政策として以下の6項目を政策運営上の重点とする。

イ. エネルギーの節約……エネルギー輸入依存度を現在の75%から85年には50%に引下げるとして、このため原子力発電の強化、新エネルギー源の開発等を促進する。

ロ. 國際競争力の強化……フランス産業の国際競争力を強化するため、民間研究開発投資援助、専門技術を有する中小企業の助成、国家的プロジェクトの推進等を図る。

ハ. 農業部門の強化……生産技術の近代化を図ることにより生産性を高め輸出競争力を強化するとともに、輸入依存度の一層の引下げを図る。

ニ. 雇用対策……官庁、企業等の地方分散、労働条件の改善、パート・タイム労働機会の拡大、第三次産業における雇用拡大の促進等により失業者の吸収を図る(注)。

ホ. 社会保障の効率化……現行社会保障システムを見直し、その効率化を図る。

ヘ. 生活環境の質的改善……都市交通体系の見直し、住宅の整備等を図る。

(注) なお雇用情勢に關する情勢分析としては、格別の雇用対策がとられないものとした場合、今後年平均実質成長率が3.1%で推移するものと仮定すると、失業者数は1983年には177.4万人、1985年には200万人、また同成長率を3.7%と仮定すると1983年には162万人、1985年には190万人に上ろうとの見方を明らかにしている。

2. 上記第8次経済計画案の内容をみると、第7次までの計画に比べて、実質成長率等計数的な目標は一切定められていない点が顕著な相違となっている。この点につき原案を作成した計画庁では、「情勢が急速に変化し、しかもその予想が困難な現状にあっては、先行きを一定の姿としてとらえわくをはめることは不可能である。こうした見地から、今回は計画の内容を極力厳選するとと

もに、目標とすべき計数はあえて定めず、基本的政策運営方針のみを定めることとした」と説明している。

#### ◇ フランス、設備投資振興策を決定

1. フランス政府は4月4日、景気回復のけん引役として期待されている企業の設備投資が最近の原油価格の上昇等对外経済環境の悪化に伴い停滞状態に陥るのを回避することをねらいとして、一連の設備投資振興策を決定した。その概要は以下のとおりである(所要経費総額57.5億フラン)。

##### (1) 設備投資額課税所得控除措置

イ. 対象企業…1979年12月31日までに資産再評価を実施した企業で、1979、80年中に各々前年を上回る設備投資を実施したもの。

ロ. 適用措置…資産再評価益のうち、1979、80各年の設備投資増加額の10%に相当する額を限度として課税所得から控除する。

ハ. 適用期限…取あえず向う2年間とするが、1981年以降も延長するかどうかは同年以降の予算編成時に決定するものとする。

ニ. 減税規模…1980年19億フラン、1981年13億フラン(注)。

(注) フランスでは前年度の所得に対し次年度に課税する方式をとっているため1979年の税収には影響がない。

##### (2) 設備投資関連低利融資

雇用創出効果を有する設備投資に対する低利融資制度の限度なく拡大(25億フラン<78年9月決定>→40億フラン)。

##### (3) 経済社会開発基金の業種転換資金融資(注)

経済社会開発基金の業種転換を図る企業に対する特別融資なく拡大(5→10億フラン)。

(注) 78年7月創設されたもので、金利、償還期限等の返済条件を融資企業の業況に応じて弾力的に変更しうるほか、融資企業倒産の場合にも償還請求権は劣後とされているところから、企業参加的貸付<prêts participatifs>と呼ばれている。

##### (4) 地域開発投資等に対する減税措置

地域開発、農業構造改善等に資する設備投資として政府からの助成金を得て実現した生産設備については、当該助成金の50%を当該設備取得原価に算入して減税償却を行うことを認める(ただし適用対象期間は1979、80年の2年間、減税規模は1980、81年で2.2億フラン)。

##### (5) 研究開発投資に対する減税措置

従業員2,000名以下の非上場企業で、研究開発投資を行ったものに対し、1979、80年の2年間、新規当該設備取得価格の50%を特別償却することを認める(減

税規模は1980、81年各0.9億フラン)。

また、同上企業が公的研究機関等に委託した研究開発の必要経費については、その25%相当額(ただし、1企業、年間100万フランを限度とする)を、政府が補助金として支給することとする(所要経費1979年分1.5億フラン)。

2. 今次措置発表に際しバール首相は、「現在フランス経済は極めて微妙な局面にさしかかっており、経済環境の変化に適応してゆけるかどうかの岐路に立たされている。今後のフランス経済の順調な発展のためには、企業の設備投資の振興が喫緊の課題となっている。今回の措置は最近の急激な石油価格の上昇が企業マインドに与えるマイナスの効果を相殺し、企業家の投資意欲を刺激するために決定したものである。これにより、79年の実質成長率を0.5%ポイント程度押上げができるものと期待している」と説明している。

#### ◇フランス、1979年第1回の長期国債を発行

1. フランス政府は4月11日、本年第1回の長期国債を発行した。

同国債の発行条件等は次のとおり。

	今回	前回(78/12)
発行金額(億フラン)	30	(50)
金利(表面%、パー発行)	9.0	(8.8)
償還期間(年)	15	(8)
3年据置12回	(8年後一括)	
分割償還	償還)	

2. 今次国債発行につき経済省は、「発行金利は、最近の長期債市場の動向や国債に対する利子配当優遇税制等を勘案して定めた。また今回、償還方法を前々回までの方式に戻したのは、前回は特に保険会社、退職年金基金等の機関投資家を消化先と考え、その希望を入れたのに対し、今回は再び個人を中心とする投資家と想定したことによるものである」旨説明している。しかし、市中では、今次国債の表面金利水準は、最近の底入れした市場金利動向を十分に反映したものとはい難いと見る向きが少なくなかった。

#### ◇フランス、金融制度改革に関する調査報告を発表

1. フランス総理大臣府は4月20日、金融制度改革に関する調査報告(正式名称、「地方における金融諸活動の主体性回復の条件に関する調査報告」Rapport du Groupe de Réflexion Chargé par le Premier Ministre d'Etudier les Conditions du Développement des Initiatives Financières Locales et Régionales)を発表した。これ

は1978年5月に出されたバール首相の「金融活動の中央への過度の集中を是正し、地方所在の金融機関のてこ入れおよび地方所在の中小企業に対する金融の順便化を図るための方策」に関する諮問に対して、マュー氏、(Jacques MAYOUX、サシロー・ソラック製鉄会社社長、前全国農業信用金庫総裁)を座長とする特別委員会において行われた検討結果をとりまとめたものである。

同報告の概要は以下のとおり。

##### (1) 大手商業銀行の地方分権化

大手商業銀行においては、融資決定権限がパリ所在の本部に集中しているうえ、ひんぱんな人事移動の弊害により地方の中小企業の実情把握も不十分になりがちで、その結果地方所在の中小企業に対する金融支援が不足する嫌いがある。こうした事情にかんがみ、次のような改革案を提案する。

イ. 思い切った制度改革と本部権限の委譲により地方支店の機能を大幅に拡大すること。

または、

ロ. 地方支店をいくつかの地域毎にグループ分けし子会社として独立させること。

また、同様の趣旨からフランス銀行の支店についても権限を強化するため次の具体策を提言する。

イ. フランス銀行の支店においても、クレディ・ナショナル、ホテル商工業金庫等の代行として設備関連等の中期信用の流動化を行うこととする。

ロ. 支店の輸出信用流動化可能わくを拡大する。

##### (2) 貸出わく規制(encadrement du crédit)の見直し

地方所在の中小登録銀行では、貸出準備率高率適用制度にかかる貸出わく規制の対象外とされる輸出関連貸出のウエイトが低い一方、その競争相手である貯蓄金庫、相互信用金庫、農業信用金庫では、上記貸出わく規制の対象外とされている貸出のウエイトがかなり高いため、中小登録銀行は不利な競争状態を強いられている。こうした事情にかんがみ、貸出わく規制を以下のように改めるよう提案する。

イ. 貸出規制わくを自己資本の充実度に応じて定める。

または、

ロ. 自己資本比率の高い銀行および規制対象外貸出の比率が平均より低い銀行に対して、その他の銀行より高い貸出わく増加率を認める。

##### (3) 資産運用比率規制の見直し

現行の中期信用義務(総預金の7%を中期信用に運用すべしとの義務)が、中小銀行の融資可能額をかなり圧縮している現状にかんがみ、同運用比率の引下げ

ないしは同義務の撤廃を図るよう提案する。

#### (4) 業態区分規制の緩和

現行の業態区分規制の結果、金融機関の種類により資金偏在が起っている(もっぱら貯蓄吸収活動中心でほぼ恒常に資金余剰を来している貯蓄金庫、相互信用金庫等が存在する一方、登録銀行<sup>特に中長期信用銀行</sup>は貸出し預金吸収が追いつかず、資金不足に陥りがち)現状にかんがみ、資金の調達と運用のバランスをとるため、以下のような業態区分規制緩和策を提案する。

- イ. 資金吸収面……登録銀行等に対しても、貯蓄金庫等の通帳預金(現行金利6.5%、かつ利子は非課税扱い)と同種の通帳預金(金利6.5%、かつ利子は非課税扱い)の導入を認める。
- ロ. 資産運用……登録銀行にも政府による利子補給付低利貸付、地方公共団体向け貸付等を認める。
- ハ. 店舗……農業信用金庫、相互信用金庫等に対する店舗規制を緩和する。
- ニ. 法人税…從来非課税扱いとしていた貯蓄金庫、相互信用金庫等に対しても、法人税を課税する(ただし課税率は一挙に登録銀行等と同率とはせず段階的に引上げる)。
- 2. 本報告の内容については、今秋以降の国家信用理事会において順次検討されることとなっているが、本報告発表直後にモノリー経済相は、「貸出わく規制の再検等、本報告の提示した方向については賛成するが、先行きインフレが懸念される現状にあっては、当面同規制の手直しを図るといったような性急な対応は考えていない」旨コメントしている。

#### ◇フランス、割賦販売金融に関する規制の廃止、貸倒準備比率の導入等を決定

1. 国家信用理事会は4月24日、金融界における自由化の促進、金融機関相互間の競争の強化と併せて金融機関の経営基盤の充実をも図る見地から、割賦販売金融に関する規制の撤廃、貸倒準備比率および大口融資規制の導入、預金金利規制の緩和等概要以下のようないくつかの措置を決定した。

##### (1) 割賦販売金融に関する諸規制の撤廃

###### イ. 信用供与期間の制限および頭金比率の撤廃

信用供与期間(乗用車24か月、その他の物品21か月、1976年3月24日以降実施)および預金比率(20%、1975年9月4日以降適用)に関する規制を撤廃する(即日実施)。

###### ロ. 賦払い信用供与残高の対自己資本比率規制の撤廃

割賦販売金融会社に対し課されていた信用供与残高の対自己資本比率規制(1975年以降10倍までに制限)を撤廃し、銀行等一般の金融機関と同様の扱い(自己資本の20倍まで賦払い信用の供与が可能)とする(1980年7月1日以降実施)。

##### ハ. 総合管理費(perception forfaitaire)の廃止

従来、書類作成費、資金回収費等の手数料は、貸付金利に上乗せして徴収が可能としていた扱いを改め、上記経費も金利に含めて付利する扱い(ただし利息制限法の上限<1979年1月以降21.38%>内とする)とする(即日実施)。

##### (2) 貸倒準備比率の創設(必要な政令等が公布され次第実施)

###### イ. 貸倒準備比率の定義……自己資本の信用供与残高に対する比率。

ロ. 同比率適用対象金融機関……登録銀行(預金銀行、中長期信用銀行、事業銀行)のほか、庶民銀行、相互信用金庫、農業信用金庫、フランス貿易銀行等特別法により創設された金融機関も含む。

ハ. 自己資本…資本金、諸準備金、引当金の合計額。ただし、未払い資本金、営業権等は除く。

ニ. 対象となる信用……手形割引、証書貸付等通常の銀行貸出のほか、リース貸付、債務保証、私募債引受けをも含む(ただし、政府ないしは他の金融機関等の保証が付されている信用供与については、その保証の確実性に応じて同比率の適用対象から除外する)。

ホ. 適用方法……同比率適用対象金融機関は、1982年6月30日(目標時点)までに、同比率を5%に引上げることを原則とする。ただし各金融機関の現状に応じて、具体的には以下のように扱うものとする。

(イ) 1979年1月2日(基準時点)現在、同比率が5%を超えている金融機関……上記目標時点において最低5%を維持すること。

(ロ) 基準時点における同比率が3%以上5%未満の金融機関……基準時点以降目標時点までの間ににおける信用供与増加額と自己資本増加額との比率が、基準時点の同比率と5%との間の比率に達するようフローベースで自己資本を拡大すること。

(ハ) 基準時点における同比率が3%未満の金融機関……(ロ)同様、フローベースでみた同比率が、基準時点に比し1%ポイント上昇するよう自己資本を拡大すること。

##### (3) 大口融資比率(ratio de division des risques)の創設

(必要な政令等が公布され次第実施)

1. 一金融機関によって一借入人に対して供与された信用残高が、当該金融機関の信用供与総残高の5%を超えているか、または当該借入人の金融機関からの債務総額の50%を超えている場合……当該信用供与残高は当該金融機関の自己資本の75%を上限とする。

ロ. 一金融機関によって一借入人に対して供与された信用残高が、当該金融機関の自己資本の25%を超えている場合……当該金融機関の信用供与総残高は自己資本の10倍を超えることはできないものとする。

#### (4) 預金金利規制の緩和(即日実施)

預金金利につき付利自由化の対象とされている大口定期預金の範囲を、10万フラン以上または1年超のもの(従来、20万フラン以上または2年超)にまで拡大する。

2. 今次措置決定につきモノリー経済相は、「消費者金融の自由化は、規制の撤廃を通じて新規参入を促し、同分野における競争を活発化することにより金利を引下げ、長年停滞していたフランスの消費者金融の振興を図ろうとするものである。また貸倒準備比率、大口融資比率等の創設は、自己資本の充実により、国際的にみて脆弱なフランスの銀行の経営基盤の強化を目指すものである。」旨説明した。しかし、金融政策運営方針の緩和といった見方に対しては、「消費者金融等の振興とはいっても、量的規制わく自体は従前通りであり、消費者金融もこのわく内にある以上、これが個人消費を強く刺激しインフレに悪影響を与えるといった懸念は無用」と否定的発言を行っている。

#### ◇英国、総選挙を実施、保守党が政権を獲得

英国の総選挙は5月3日に実施され、保守党が労働党を押えて5年3か月ぶりに政権を獲得した(獲得議席数、保守党339、労働党268、自由党11、その他とも計635)。これに伴い Margaret Thatcher 保守党首が女性として初の英国首相に就任、主閣僚は5月9日次のとおり任命された。

首相(Prime Minister)	Margaret Thatcher
財務相(Chancellor of the Exchequer)	Sir Geoffrey Howe
外相(Foreign Secretary and Minister for Overseas Development)	Lord Carrington
内相(Home Secretary)	William Whitelaw
産業相(Industry Secretary)	Sir Keith Joseph

国防相(Defence Secretary) Francis Pym

北アイルランド担当相

(Secretary for Northern Ireland)

Humphrey Atkins

商務相(Trade Secretary) John Nott

エネルギー相(Energy Secretary)

David Howell

農漁食糧相(Minister of Agriculture,

Fisheries & Food)

Peter Walker

大法官(Lord Chancellor) Lord Hailsham

教育相(Education Secretary) Mark Carlisle

雇用相(Employment Secretary)

James Prior

環境相(Environment Secretary)

Michael Heseltine

ウェールズ相(Secretary for Wales)

Nicholas Edwards

スコットランド相(Secretary for Scotland)

George Younger

社会事業相(Social Services Secretary)

Patrick Jenkin

枢密院議長(Lord President of the Council)

Lord Soames

ランカスター公領相(Chancellor of

the Duchy of Lancaster)

Norman St. John-Stevas

国璽尚書(Lord Privy Seal) Sir Ian Gilmour

大蔵担当閣内相(Chief Secretary to the Treasury)

John Biffen

支払総監(Paymaster General)

Angus Maude

以上閣内相 計22名

#### ◇イタリア銀行、市中金融機関に対する量的貸出規制を延長

1. イタリア銀行は4月10日、3月末で期限切れとなった市中金融機関に対する量的貸出規制(注)を9月末まで延長することを決定、発表した。今次決定により、79年4月1日以降9月末までの期間、隔月末時点における対象貸出残高を78年3月末残高に対し、次の増加率以内に抑えることが義務づけられる(対象となる金融機関および貸出しは従来どおり)。

79年5月末	7月末	9月末
+18%	+21%	+21%

(注) 1976年10月導入、以後3度にわたり延長されており、本年1月には若干緩和された(2月号「要録」参照)。

2. 今次措置につきイタリア銀行では、「更年後、個人消費の堅調持続等を映じて消費者物価が上昇テンポを速めており、今後も原油価格上昇の影響や現在継続中の賃金改訂交渉の帰するいかんではインフレ再燃の懸念があること、また、本年6月初に総選挙が予定されるなど政治的空白の長期化が予想されること等にかんがみ、慎重な政策運営方針を持続する必要があると考えて決定したものである。もっとも、本年4~9月中の貸出増加率が年率+16%と前回(79年3月末までの1年間+15%)に比し若干高めに設定されていることからもわかるように、インフレの鎮静を図りつつイタリア経済の立直りを支援するという従来の政策基調にはいさきかの変更もない」と述べている。

#### ◇スイス、新規スイス・フラン建外債の発行を再開

1. スイス3大銀行(Schweizerische Union Bank, Schweizerische Kreditbank, Schweizerische Bank)は、本年3月下旬以降スイス・フラン建外債の新規発行の一時停止措置(4月号「要録」参照)を実施していたが、公募債については起債1件の発行額が最高1億スイス・フランとの制限付きで、また私募債については無制限に発行を再開する旨決定、発表した(公募債については4月19日、私募債については30日発表、ともに5月2日以降実施)。

2. 本措置決定につき、市中筋では「起債希望の多い私募債の発行については、今後なんら制限を受けることなく自由に発行できることとなったが、現実の市場はまだ不安定な要素を残しているため、差当っては各行とも市場の反応を見極めつつ、一時的に発行を集中させることのないよう慎重な仕振りをとらざるを得まい」としている。

#### ◇ベルギー、新内閣成立

1. ベルギーでは、昨年12月、地方分権化問題をめぐる連立与党内の対立(フラン西勢力<オランダ語使用>とワロン系勢力<フランス語使用>の対立)状況を開拓するため総選挙が実施された(1月号「要録」参照)が、結局議会の勢力分野に大きな変化を来すに至らず、その後の組閣工作は難航していた。しかし、3月26日に至り、キリスト教社会党、社会党およびフランス語民主戦線の3党間に合意が成立、これに基づき4月3日、マルテンス・キリスト教社会党フラン西派党首を首班とする3党連立内閣が発足した。新内閣の主要閣僚は以下のとおり。

首 相	Wilfried Martens (キリスト教社会党フラン西派)
財務相	Gaston Geens (同<再任>)
経済相	Willy Claes (社会党フラン西派<再任>)
予算相	Guy Spitaels (社会党ワロン派)
貿易相	Lucien Outers (フランス語民主戦線)
外相	Henri Simonet (社会党ワロン派<再任>)

2. 今次内閣の存立基盤となっている3党政策綱領では、地方分権問題(注)、福祉政策、対外政策について触れられているほか、経済政策として、①過当労働時間の短縮(81年5月末までに現行の40時間から36時間へ)、②雇用の拡大(81年末までに各企業の雇用者数を3%増加させる)、③企業収益の改善(社会保険料負担の15%削減等)、④実質賃金の上昇抑制、⑤産業再編成、⑥財政赤字の抑制等がうたわれている。

(注) フランス語、オランダ語支持グループ、ワロン地方、フラン西地方およびブラッセル地区の各利害を代表する閣僚が構成する委員会を設置し、各地域への諸権限の委譲等具体策を検討する。

#### ◇ベルギー政府、エネルギー節約対策を決定

1. ベルギー政府は4月12日、概要以下のようなエネルギー節約対策を決定した。

- (1) エネルギー節約の奨励を目的としたキャンペーンを展開する。
- (2) 経済省を事務局としてエネルギー節約対策を検討するための閣僚委員会を創設する。
- (3) 自動車の速度制限の監視を強化する(制限速度は現行水準に据置き)。
- (4) 79年5月1日から80年4月30日までの一年間、液体燃料(注1)の出荷を78年実績に対し下記の比率以下にとどめる。

ガス油および軽燃料油………80%(注2)

重燃料油……………90%(注2)

(注1) ガソリン、ディーゼル燃料油、および石油化学工業向け石油製品を除く。

(注2) ただし、医療関連機関、食料供給関連企業、冷凍設備、星食操業している産業部門、発電所等には同100%が認められる。

- (5) ネオンサイン、ショーウィンドウの照明、および公共機関・民間企業の夜間照明(午後9時から午前9時まで)は、就業時間中および保安の目的によるものを除き禁止する。

なお、ベルギー政府では、今次措置により79年中の同国の石油消費量は、国際エネルギー機関(IEA)およびECのガイドラインに沿って5%削減されること

になるとしている。

2. 今次措置に対する反響をみると、「こうした措置の実施にはかなりの技術的困難が予想され、所期の効果を挙げられないのではないか」(L'Echo de la Bourse 紙)との声が聞かれている。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇韓国、外資導入認可基準を変更

韓国政府はこのほど、外資導入認可基準を一部緩和する旨発表、4月11日から実施した。今次措置は、現在国内の供給力不足から需給逼迫をみている生活必需品等を生産している中小企業に外資導入を認めることにより、生産設備の増強、能力の拡充を図らせることを主なねらいとしている。

概要は次のとおり。

- (1) 対象業種…生活必需品および緊急物資を生産する企業を対象業種に加える(従来は 重化学工業、電力等の主要産業に限定)。
  - (2) 借款金額…導入最低限度を廃止する(従来 5百万ドル以上)。
  - (3) 期間…据置期間を含め 5 年以上とする(従来同 7 年以上)。
  - (4) 借款形態…従来禁止されていた現金借款(インパクトローン)について、発電所建設資金および資機材購入資金に限ってその導入を認めることとする。
- なお、金利(LIBOR +1.0%以下)、手数料(0.75%以下)については変更なし。

### ◇韓国、経済安定総合施策を発表

韓国政府は4月17日、景気過熱と物価高騰(消費者物価上昇率、78年中前年比+14.4%、79年3月同+16.2%)が続いている状況下、物価の上昇を抑制し、長期的な経済安定の基礎を築きあげることを目的とした総合施策を発表した。これは ①生活必需品の供給拡大と価格の安定化、②金融引締め政策の強化、③重化学工業向け大型投資の抑制、等を主な柱としている。なお新施策の発表にあたり当局は本年の主要経済目標(実質経済成長率+9%、輸出155億ドル等)は変更しないとしながらも、これらの目標数字にこだわることなく総力をあげて物価安定に取組むことを表明している。新施策の概要は次のとおり。

- (1) 生活必需品の供給拡大と価格の安定化(早急に実施の予定)
  - イ. トウガラシ、ニンニク、タマネギ等 8 品目に備蓄

制を敷く一方、総合商社による農・水産物輸入を拡大する。

- ロ. 25品目の生活必需品(食料品13品目・日用雑貨品10品目・衣料品2品目)につき、関税引下げ等により適宜輸入拡大をはかるとともに、これらの製品を生産する企業の新設、設備増強を促進する。
- (2) 金融引締め政策の強化(6月末までに具体的措置を決定の予定)
  - イ. 低利政策金融を大幅に整理する。
  - ロ. 預資金利を大幅に引上げる。
- (3) 重化学工業向け大型投資の抑制(近々具体化の予定)
 

重化学工業向け投資は、国際競争力の劣る事業、自己金融力の弱い事業等を中心に抑制する一方、軽工業向け投資を増加させる。
- (4) 不動産投機対策の強化(近々実施の予定)
 

土地開発管理法を改正強化するほか、不動産売買に関する特別法を制定する。
- (5) 貧困家庭の扶助(早急に実施の予定)
 

貧困家庭向け扶助として、新たに289億ウォンを予算計上する(注)。

(注) 具体的には、①鉱炭購入補助金(119億ウォン<49万世帯>)、②中学校授業料補助(70億ウォン<対象生徒数12.4万人>)、③公共事業向け雇用拡大費(支払い賃金100億ウォン)。

### ◇韓国、1978年の外国人投資状況を発表

韓国政府の発表によれば、78年中の外国人投資(認可ベース)は、35件、79.2百万ドルと、前年に比べて件数が落込んだほか金額でも微増(前年比+1.8%)にとどまった。

業種別にみると、政府の産業構造高度化方針のもと、化学、機械等一部重化学工業部門が漸増をみているものの、従来外国人投資の主要対象業種となっていた繊維等軽工業部門への投資が引き続き低水準となっているのが目立つ。

国別にみると、日本が依然第1位のシェアとなっているが、このほか、政府の外国人投資受入れ国の多様化推進策を映じ、欧州も高度技術品を中心にシェアを高めている。

### 外国人投資認可額の推移

	1975年	1976年	1977年	1978年	1962～78年累計
件 数	41	44	48	35	855
投 資 額 (百万ドル)	199.5	65.1	77.8	79.2	941.0

## (1) 業種別

	1977年			1978年			1962~78年累計		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
農林水産業	6	百万ドル 3.7	% 4.7	3	百万ドル 1.2	% 1.5	52	百万ドル 14.3	% 1.5
鉱工業	32	41.7	53.7	31	49.4	62.3	740	724.6	77.0
繊維・縫製品		0.6	0.8		0.2	0.3	78	99.6	10.6
化 学 品	3	10.3	13.2	5	12.4	15.6	97	192.9	20.5
肥 料	0	0	0	0	0	0	4	41.8	4.4
石 油 製 品	0	0	0		0.1	0.2	6	70.3	7.5
金 属 製 品	2	3.4	4.3	5	3.6	4.5	61	47.1	5.0
一 般 機 械	12	8.9	11.4	6	17.8	22.5	114	66.6	7.1
電気・電子機器	8	9.8	12.5	7	9.2	11.6	199	121.6	12.9
輸送用機器	1	5.0	6.4	2	3.6	4.5	13	42.7	4.5
そ の 他	10	32.4	41.6	1	28.7	36.2	63	202.1	21.5
ホ テ ル ・ 観 光	4	13.6	17.5		15.9	20.1	25	138.0	14.7
合 計	48	77.8	100.0	35	79.2	100.0	855	941.0	100.0

## (2) 地域別・国別

	1977年			1978年			1962~78年累計		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
北・南米	14	百万ドル 19.1	% 24.5	5	百万ドル 13.5	% 17.1	132	百万ドル 232.3	% 24.7
米 国	14	18.2	23.4	5	10.2	12.9	114	172.3	18.3
ア ジ ア	25	34.9	44.8	25	40.8	51.6	679	560.5	59.6
日 本	23	30.4	39.1	24	39.6	50.0	667	550.5	58.5
欧 州	7	17.1	22.0	5	24.8	31.4	41	124.4	13.2
オ ラ ン ダ		0.9	1.2		6.9	8.8	4	72.8	7.8
中 東	2	6.7	8.6	0	0	0	3	23.8	2.5
合 計	48	77.8	100.0	35	79.2	100.0	855	941.0	100.0

## ◇台湾、1978年の直接投資受入れ状況を発表

台湾当局の発表によると、1978年中の海外からの直接投資受入れ額(認可ベース)は212.9百万ドル、前年比+29.9%と、順調な伸びを示した前年(前年比+15.8%)、前々年(同+19.7%)を上回る大幅な伸びとなった。これは、華僑投資(同+10.9%)が、77年中ホテル建設等を中心に著増をみたことの反動もあって、やや伸び悩んだものの、外国人投資(同+43.6%)が、米国(同2.9倍<電気機器、化学等>)、日本(同2.1倍<電気機器等>)を中心に著増をみたことによるもの。

## 台湾の直接投資認可額

(単位・百万ドル、カッコ内)

	1976年	1977年	1978年
華 僑	39.5(△ 16.5)	68.7( 73.9)	76.2( 10.9)
外 国 人	102.0( 43.9)	95.2(△ 6.7)	136.7( 43.6)
うち日本	30.8( 32.8)	24.1(△ 21.8)	50.4( 2.1倍)
米 国	21.8(△ 47.1)	24.2( 11.0)	69.8( 2.9倍)
合 計	141.5( 19.7)	163.9( 15.8)	212.9( 29.9)

### 主要業種別内訳

(単位・百万ドル、カッコ内  
は前年比増減(%)率・%)

	1978年
電 気 機 器	63.5( 20.3)
化 学	35.2( 2.5倍)
一 般 機 械	9.4( 23.7)
金 属	8.6( 22.9)
サ ー ビ ス 業	39.7(△ 22.6)
その他の合計	212.9( 29.9)

### ◆香港、預貸金利を引上げ

香港の英系主力2行(香港上海、チャータード)は4月10日および4月20日の2回にわたり、貸出プライム・レートをそれぞれ0.5%、1.5%(既往最高の引上げ幅)引上げた。この結果、同レートは13%と史上最高の水準となつた(従来の最高は12%<74年7月16日~10月29日>)。なお、貸出プライム・レートの引上げはこれで年初来5回目。

今次措置は、これまでの一連の貸出プライム・レート引上げにもかかわらず、銀行貸出が引き続き増勢をたどっているほか、香港ドル相場の軟化傾向も改まらないところからとられたものとされている。これに伴い為替銀行協会(Exchange Banks' Association)は、預貸金利を同じく4月10日、20日に、それぞれ一律0.5%、1.5%(既往最高の引上げ幅)引上げた。

なお、前記英系主力2行は4月25日に、食料品および輸出製品用原料の輸入に関する金融(期間120日以内)について、両行が適当と認める貸出先に対し、プライム・レートを1.5%下回る金利で貸出を行うことを決定した。これは、頃來の食料品の値上がりを抑えかつ香港製品の輸出競争力の強化をはかるなどをねらいとしたもので、香港政府の要請をうけてとられた措置とみられている。

本年初来の預貸金利の推移は次のとおり(単位・%)。

	年初	1月	2月	3月	4月	4月
	2日	19日	20日	10日	20日	
貸出プライム・レート	8.75→9.5	→10.5→11.0→11.5→13.0				
普通預金	4.5→5.25	→	5.75→6.25→7.75			
通知預金	4.5→5.25	→	5.75→6.25→7.75			
定期預金						
3ヶ月もの	4.5→5.25	→	5.75→6.25→7.75			
6ヶ月もの	5.25→6.0	→	7.0→7.5→9.0			
12ヶ月もの	6.75→7.5	→	8.0→8.5→10.0			

### ◆シンガポール、1979年度予算案を発表

シンガポール政府は3月5日、1979年度(79年4月~80年3月)予算案を議会に提出した。

本予算案提出にあたりホン・スイ・セン(Hon Sui Sen)蔵相は、1979年度は原油価格の高騰や先進工業国における保護貿易主義の一層の高まりからシンガポールを巡る国際経済環境は一層厳しくなると警告、昨年並みの経済成長(実質GDP成長率8.6%)を達成するためには、①輸出競争力の増強、②低迷状態にある建設投資の活性化、③観光部門の育成、が急務である旨を強調。

予算規模は5,934百万シンガポール・ドル(前年度比+3.1%<前年度同+5.5%>)と開発支出の抑制を中心などちらかといえば緊縮色の強い予算となっている。概要是次のとおり。

(1) 経常収入は、Central Provident Fund 積立金および生命保険料の課税控除最高限度の引上げ(契約1件当たり、4→5千シンガポール・ドル)、恩給収入への課税の全廃、オフショア再保険業務に対する特恵税率(10%、一般税率40%)の導入等の減税措置により、税収増が期待できないことから、前年度比+3.1%と前年度の伸び率(+9.1%)を大きく下回る見込み。一方、経常支出は教育(政府の教育重視方針)、運輸通信(Changi空港・高速道路建設)向け支出増大に加え、公的債務返済もあって前年度を上回る伸び率(前年度比+12.4%、前年度同+9.1%)。この結果、経常収支黒字幅は前年度比縮小(5.1億シンガポール・ドル)、

### シンガポールの1979年度予算案

(単位・百万シンガポール・ドル)

		1979年度	前年度比 増減(%)
經常予算	經 常 収 入	3,885	3.1
	經 常 支 出	3,374	12.4
	うち 社会・経済部門	1,171	16.3
	国防・治安部門	1,066	5.6
	公的債務返済	921	25.8
	經常収支じり	511	△
開発予算	開 発 収 入	2,560	-7.1
	うち 経常予算繰入れ	511	-23.3
	内 外 借 入 等	1,186	-16.9
	開 発 支 出	2,560	-7.1
	うち 経済部門	1,071	-9.7
	社会部門	1,262	-5.8
総 収 入		5,934	3.1

前年度同6.7億シンガポール・ドル)。

#### (2) 開発予算

開発支出は、これまで重点的な予算配分をうけてきた公共住宅建設部門予算が、住宅需給の改善に伴い、減額されたため、全体としても前年度実績を下回る見込み(前年度比-7.1%、前年度同+1.7%)。こうした開発支出の削減から、これらの財源としての国内および海外からの借入や開発基金の取崩しも前年をかなり下回る水準となっている。

#### ◇第1回日本・インドネシア合同経済委員会の開催

「日本・インドネシア合同経済委員会(注)」の第1回会合が3月12、13日の両日ジャカルタで開催された。

(注) わが国とインドネシアの民間ベースでの相互理解を深めるために日本の経団連とインドネシア商工会議所との間で昨年12月結成されたもの。第1回会合の日本側代表団は橋本栄一・三井物産会長(団長)以下73人、インドネシア側はスケンダル商工会議所会頭等40人が出席。

本会合では、インドネシア側が、①第3次経済開発5か年計画(79年4月～84年3月)に対する経済協力、②製造業に偏っている日本からの投資の中小企業や輸出・農業関連への拡大等を要望した。これに対し日本側は、ルピア切下げによる日系合弁企業の資産の減価問題発生等にかんがみ、インドネシアへの投融資に対する保証措置や外資に対する優遇策を明確にするよう求めた。最後に共同声明が採択され、両国間の懸案を引き続き検討するため常設委員会を設置することなどがうたわれた。

#### ◇インドネシア、税制改正を発表

インドネシアは3月27日、①投資と生産の増大にインセンティブを与えること、②特に中小規模の合弁事業を促進すること、③税体系全体の見直しを行うこと、などの観点から法人税の軽減措置等を発表、4月1日から実施した(ただし、これに伴う固定資産の再評価基準時点は1月1日にそ及)。新税制の概要は次のとおり。

##### (1) 法人税の軽減

税引前利益につき下記の金額区分により税率を改正。

改正前		改正後	
税引前利益	税率	税引前利益	税率
{10百万ルピアまで	20%	{25百万ルピアまで	20%
10百万ルピア以上	45%	25～50百万ルピア	30%
		50百万ルピア以上	45%

(2) 企業が自主的に公認会計士の監査を受けて財務諸表を作成する場合は(1)とは無関係に次の優遇税率を適用(新設)。

税引前利益	税率
100百万ルピアまで	20%
100～250百万ルピア	30%
250百万ルピア以上	45%

(3) さらに、株式市場において自社株の20%以上を公開している企業の2億ルピア以上の税引前利益については(2)よりさらに低い税率を適用する(新設)。

(例) 自社株の35～50%を公開した場合

税引前利益	税率
300百万ルピアまで	20%
300～450百万ルピア	30%
450百万ルピア以上	45%

(4) 固定資産(79年1月1日現在所有のもの)の評価替えによって生ずる評価益は非課税とする。また評価益を資本に組入れた場合、株主への新株の無償交付に対する譲渡所得税を免除する。

(5) 在庫評価の方法を「先入れ先出し」から「後入れ先出し」に変えることにより、事業年度中の価格上昇に伴う税負担を軽減する。

(6) 企業が留保利益を資本に組入れる場合の印紙税を免除する。また繰入れによって生ずる利益に対する利子配当税率を5%(通常20%)とする。

(7) 企業が自社株を社員に配分する場合の譲渡所得税を免除する。

インドネシアは、第3次5か年計画(79年4月～84年3月)で、外国民間資本に大きな期待をかけているが、外国民間資本の流入はここ数年低迷、特に昨年11月のルピア切下げ以後は一段と細っている。こうした状況から、今回の税制改正は投資国側からの投資環境改善要求にこたえるため行われたものとみられている。

#### ◇インドネシア債権国会議の開催

世銀主催の第22回インドネシア債権国会議(IGGI)は4月3～5日、アムステルダムで開催され(日本、米国等14か国および国際機関の代表が参加)、79年度(79年4月～80年3月)の対インドネシア援助額を決定した。

同会議では、インドネシア側が第3次経済開発5か年計画(79年4月～84年3月)の初年度にあたる79年度分として前年度(総額約24億ドル)を上回る28億ドルの援助を要請、債権国側はこれを受入れたが、これは、インドネシアが①インフレをある程度収拾したこと、②年間輸出も100億ドルに達したこと、③外貨準備が20億ドル台を維持していること、などの点を債権国側が評価したためとみられている。

また、本会議で世銀は、インドネシアが非石油部門の

産業を育成し輸出能力を開発中であるので、先進各国は少なくとも今後5年間(第3次経済開発5か年計画期間中)、毎年少なくとも23億ドル程度の援助を実施すべきであるとの勧告を行い、これが採択された。

参加各国がコミットした援助額は別表のとおりで、借款条件等は今後個別交渉で決められるが、援助総額は前年度比約4.1億ドルの増額(開発援助が世銀やカナダを中心として3.1億ドル増となったほか商業借款も1億ドルの増額)。

#### IGGIの対インドネシア援助内訳(1979年度)

(単位・百万ドル)

	金額	前年度比 増減(△)額
日本	262.0	6.0
米国	205.0	19.0
カナダ	129.6	111.6
西ドイツ	75.5	△ 47.5
オランダ	64.5	4.5
フランス	44.6	4.6
豪州	40.4	0.4
英國	26.6	14.8
ベルギー	10.6	△ 5.4
スイス	2.6	0.5
オーストリア	未定	n.a.
イタリア	〃	n.a.
ニュージーランド	〃	n.a.
世界銀行	800.0	150.0
アジア開銀	238.0	38.0
UNDP	29.0	17.0
政府開発援助	1,928.4	313.5
商業借款	850.0	100.0
合計	2,778.4	413.5

#### ◇インド、商業銀行貸出金利の一部を引下げ

インド準備銀行は3月15日、デサイ現政権(77年3月発足)が前年度に引き続き79年度(79年4月~80年3月)の重点施策としている農村開発を金融面から支援するため商業銀行の農村向け貸出金利の一部を引下げる旨発表、即日実施した。本措置の概要は次のとおり。

- (1) 農村向け農地開発、かんがい設備建設(掘抜き井戸、私有水路等)の設備資金貸出金利を、これまでの年率11%から同9.5%に引下げる。
- (2) 農村向けの上記以外の目的(トラクター、種子の購入等)に使用される短期営農資金貸出金利を、これま

での年率11%から同9.5%以下に引下げる。

#### ◇インド、ルピーの対英ポンド中心レートを切下げ

インド準備銀行は4月9日、同国通貨ルピーの対英ポンド中心レート(middle rate)を1英ポンド当り16.80ルピーから17.15ルピーへ2.0%(IMF方式、以下同様)切下げ、即日実施した。

今回の切下げは、前回切下げ(79年3月13日、-1.8%、4月号「要録」参照)以降、同国の介入通貨である英ポンドが他の主要通貨に対し上昇(79年3月13日~4月9日における英ポンドの対主要通貨上昇率、対米ドル+2.2%、対ドイツマルク+4.7%、対日本円+6.5%)したのにつれルピーも切上がった形となつたため、これを調整する目的で実施されたもの。

なお、今回措置により、インドでは昨年12月20日のルピーの対英ポンド切下げ(-2.1%、1月号「要録」参照)以降、介入通貨である英ポンドに対し3回にわたりルピーの切下げを実施したこととなる。

ルピーの対英ポンド中心レート(1英ポンド当り)の最近の推移は以下のとおり。

レート変更実施日	対英ポンド中心レート	旧レート比(IMF方式)
78年11月20日	16.15ルピー	+1.2%
12月20日	16.50〃	-2.1%
79年3月13日	16.80〃	-1.8%
4月9日	17.15〃	-2.0%

#### ◇イラン、輸入禁止措置等を実施

イラン政府(バザルガン暫定政権)は4月21日、下記品目の輸入禁止と事前輸入承認制(政府説明によれば、当面は事実上輸入禁止となる見込み)を実施した。

○輸入禁止品目——自動車、家具、アルコール類(ビール、ワイン等)、食肉加工品(ハム、ソーセージ類)、果実類、甲殻類、菓子類等31品目。

○輸入事前承認品目——魚缶詰、ショートニング、ラジエーター、セントラルヒーティング設備、同ボイラ等25品目。

今回措置は、今後の原油輸出稼得の鈍化等を見越し外貨節約をねらいとしているほか、経済のイスラム化への漸進的な施策として、アルコール類や奢侈品の消費を抑制するためにとられたものとみられている。

◇ニュージーランド、民間信用増加に関するガイドラインの引下げを発表

ニュージーランド政府は4月3日、79年度(79年4月～80年3月)の民間信用増加に関するガイドライン(注)を、昨年8月に公表された現行の年率10～15%から、8～12%へ引下げる旨発表した。

(注) インフレ悪化防止を主眼に、昨年8月に新たに導入されたもので、商業銀行、貯蓄銀行およびその他の主要な預金受入機関(ファイナンス・カンパニー等)の民間部門向け貸出増加率に適用される緩やかなガイドライン。

同国では、本年1月に商業銀行の準備預金積立控除額の削減等一連の金融引締め措置を実施している(3月号「要録」参照)が、これに併せて民間信用についてもガイドラインを引下げることにより一段と厳しい姿勢を打出したもの。今回の発表にあたり、マルドーン首相は、「民間信用増加を望ましい範囲内に抑えるためには、今後さらに引締め強化措置をとることもあり得る」として、金融機関に対し民間部門向け貸出の増加をスローダウンさせるよう重ねて要請した。

◇ニュージーランド、輸入許可わくを小幅拡大

ニュージーランド政府は4月4日、本年7月から向こう1年間の輸入許可品目(輸入総額の約4分の1)の許可わくを金額ベースで次のとおり、昨年度に続き2年連続に小幅ながら拡大する旨発表した。

	78/80年度 (79/7～80/6)	78/79年度 (78/7～79/6)
消費財	前年度比 +10%	前年度比 + 7.5%
その他	〃 +15%	〃 +12.5%

同国では、74年以降貿易収支の大幅赤字に対処するため輸入許可制度(Import Licencing Schedule)により輸入許可わくを設定し、輸入を調整してきたが、このところ食肉、羊毛等を中心とする輸出の持直しから貿易収支が改善してきているため、物価対策の意味もあって昨年度に引き続き小幅ながら許可わくを拡大したもの。

## 共産圏諸国

◇ソ連、1978年の貿易実績を発表

ソ連外国貿易省はこのほど、78年中の貿易実績を発表した。これによれば、輸出は前年比+7.2%と前年(+18.7%)に比べかなりの増勢鈍化となった一方、輸入は同+14.8%と前年(+4.7%)を大幅に上回る伸びとなつたため、貿易収支は10.9億ルーピルの黒字(公定為替レート換算15.9億ドル)と前年(31.6億ルーピルの黒字<同42.9億ドル>)を大幅に下回った。主要地域別貿易動向

は次のとおり。

1. 対コメコン諸国貿易

- (1) 輸出は、鉄鋼、燃料等の生産伸び悩みによる輸出余力低下などから前年比+13.3%と前年(同+16.9%)をやや下回る伸びとなった。
- (2) 輸入は、コメコン域内の産業協力、分業生産の進展に伴う東欧諸国からの工業製品(特に機械機器)輸入増から前年比+22.2%と前年(同+13.7%)を大きく上回る伸びとなった。
- (3) この結果、貿易収支黒字は4.7億ルーピル(公定為替レート換算6.9億ドル)と前年(16.6億ルーピル<同22.5億ドル>)の黒字)を大幅に下回った。

2. 対西側先進諸国

- (1) 輸出は、石油輸出余力の低下などから前年比-1.3%と前年実績を下回った。
- (2) 輸入は、穀物、鉄鋼の増加などから前年比+10.6%と増勢に転じた(前年同-8.3%)。
- (3) この結果、貿易収支赤字は22.8億ルーピル(公定為替レート換算33.3億ドル)と前年(11.1億ルーピル<同15.0億ドル>)の赤字)比倍増した。

## ソ連の貿易動向

(単位・百万ルーピル、カッコ内前年比増減<->率・%)

	1975年	1976年	1977年	1978年
対コメコン諸国	輸 出 13,363 ( 34.8)	14,933 ( 11.7)	17,452 ( 16.9)	19,767 ( 13.3)
	輸 入 12,885 ( 36.6)	13,887 ( 7.8)	15,795 ( 13.7)	19,298 ( 22.2)
	貿易収支* 478 < 662>	1,046 < 1,387>	1,656 < 2,247>	470 < 687>
対西側先進諸国	輸 出 6,140 ( - 1.9)	7,834 ( 27.6)	8,817 ( 12.5)	8,699 ( - 1.3)
	輸 入 9,703 ( 58.0)	10,824 ( 11.6)	9,924 ( - 8.3)	10,979 ( 10.6)
	貿易収支* △ 3,563 <△ 4,936>	△ 2,989 <△ 3,964>	△ 1,107 <△ 1,502>	△ 2,280 <△ 3,333>
その他とも計	輸 出 24,030 ( 15.9)	28,022 ( 16.6)	33,255 ( 18.7)	35,641 ( 7.2)
	輸 入 26,669 ( 41.6)	28,733 ( 7.7)	30,093 ( 4.7)	34,554 ( 14.8)
	貿易収支* △ 2,640 <△ 3,657>	△ 711 <△ 943>	△ 3,163 <△ 4,292>	△ 1,087 <△ 1,589>

\* カッコ内は単位・百万ドル(公定為替レート換算)。

◇日中長期貿易取決めの拡大延長等に合意

日中貿易を今後とも長期安定的に拡大していくことを目的として、本年3月に日中長期貿易取決め(78年2月

16日調印)の拡大延長等を巡る交渉が行われたが、同月29日稻山嘉寛日中長期貿易協議委員会委員長と劉希文中日長期貿易協議委員会主任との間で合意が成立し、双方の間で覚書が交換された。その骨子は以下のとおり。

- (1) 取決め有効期間の延長…90年まで5年間延長(当初取決め78~85年)。
- (2) 貿易規模の拡大…期間中における双方の輸出額は各200~300億ドル前後<往復400~600億ドル前後>(当初取決め各100億ドル前後<往復200億ドル前後>)。

- (3) 対象品目の追加…中国側輸出品目の追加については今後適当な時期に協議を行い決定する(当初取決めの輸出品目は原油および石炭)。
- (4) 中国側の輸入窓口…79年以降長期貿易取決めに基づいてわが国から輸入する各種のプラントおよび技術は、原則として中国技術進口総公司を輸入窓口とする。
- (5) 覚書の効力…日中長期貿易取決め書(78年2月16日調印)と同等の効力を有し、調印の日から発効する。